

平成30年度アレルギー疾患対策都道府県拠点病院モデル事業

公募要領

平成30年5月

厚生労働省

## 1. 総則

アレルギー疾患対策都道府県拠点病院モデル事業（以下「本事業」という。）を実施する法人選定のための公募について、この要領を定める。

## 2. 法人の業務

法人の業務は、別添「平成30年度アレルギー疾患対策都道府県拠点病院モデル事業実施要綱」の「4 事業内容」に規定する事業とする。

## 3. 応募の資格

以下の全ての条件を満たす法人であること。

- (1) 法人において、事業に関する事務処理等を適切に実施する能力を有する法人であること。
- (2) 本事業を実施する上で必要な経営基盤を有し、資金等に関する管理能力を有すること。
- (3) 厚生労働省から補助金等停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。
- (5) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (6) 都道府県よりアレルギー疾患拠点病院として選定済ないし選定される予定のある法人であること。

なお、都道府県において複数の拠点病院を選定している場合、主たる1施設のみ応募を認め、複数の施設の応募は認めない。

## 4. 事業規模及び対象経費について

- (1) 事業規模・選定予定数

平成30年度予算額 31,368千円

選定予定数 3法人程度（1法人あたり1,000万円程度）

- (2) 補助対象経費

事業に必要な報酬、給料、職員手当、共済費、旅費、庁費（備品費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、借料及び損料、会議費）、委託費とする。

なお、本補助金は予算の範囲内において補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）などの関係法令のほか、別に定める交付要綱の定めにより交付する。

## 5. 事業の実施期間

法人選定日～平成31年3月31日

## 6. 応募法人の審査

### (1) 審査の方法

法人の採択については、健康局がん・疾病対策課(以下、「がん・疾病対策課」という。)において応募要件に該当する旨を確認した後、応募内容等を審査するが、審査は、がん・疾病対策課に「アレルギー疾患都道府県拠点病院モデル事業実施法人選定審査委員会」(以下「審査委員会」という。)を設置し、審査評価基準に基づき実施する。

審査委員会は、申請者から提出された応募書等の内容について、書類審査及び必要に応じてヒアリングを行い、それらの評価結果を基に、優秀と認められる法人から、事業規模と予算額とともに、応募されたアレルギー疾患医療提供体制の内容のバランス等を勘案し、概ね3法人程度を選定する。

審査は、非公開で行い、その経緯は通知せず問い合わせにも応じない。  
なお、提出された応募書等の審査資料は、返却しない。

### (2) 審査の手順

審査は以下の手順で実施する。

#### ① 形式審査

提出された応募書等について、がん・疾病対策課において「3. 応募の資格」への適合性について審査する。

なお、「3. 応募の資格」を満たしていないものについては、②以降の審査対象から除外する。

#### ② 書類審査

審査委員会により書類審査を実施する。

#### ③ ヒアリング審査

必要に応じて審査委員会により申請者(代理も可)に対してヒアリング審査を実施する。

#### ④ 最終審査

書類審査及びヒアリング審査における評価等を踏まえ、審査委員会において最終審査を実施し法人を決定する。

### (3) 審査の基準

審査の基準は以下のとおりとする。

#### ① 事務処理能力(業務遂行体制)

・事業を実施するために必要な体制(人員、事務処理体制(国庫補助金の

事務処理を含む。) 、管理体制) を有しているか。

- ・事業を的確に実施するために十分な管理運営能力があるか。
- ・実施する業務について十分な理解があるか。
- ・本事業の事務局が事業を円滑に実施するための体制となっているか。

② 知見について(医療及び患者に関する知見の有無)

- ・アレルギー疾患に関する医学的知見(アレルギー疾患に係る診療に従事する者及びその実績等)はあるか。
- ・事業内容が、地域の医療資源等の実情を踏まえ、アレルギー疾患患者に対し、適切な医療を提供できる内容となっているか。
- ・事業内容が、本事業で目指すアレルギー疾患医療提供体制モデルの構築に寄与する内容となっているか。

③ 行政との連携について

- ・各地域の都道府県、市町村のアレルギー疾患対策担当部署との連携が適切に図れているか。

④ 事業内容について

- ・事業内容が、実施要綱の要件に沿う内容となっているか。
- ・事業内容が、地域の医療資源等の実情を踏まえ、アレルギー疾患患者に対し適切な医療を提供できる内容となっているか。
- ・事業内容が、本事業で目指すアレルギー疾患医療提供体制のモデルの構築に寄与する内容であるか。

(4) 審査結果の通知

審査の結果については、審査委員会における最終審査が終了次第、速やかに応募法人に対して通知する。

## 7. 応募方法等

提出書類、提出期限等

(1) 提出書類

以下の書類を10部提出すること。

- ① アレルギー疾患対策医療都道府県モデル事業実施法人応募書(別紙)
- ② 経費内訳書(見積書)  
事業を実施するために必要な経費のすべての額(消費税及び地方消費税額を含む。)を記載した経費内訳書
- ③ 法人の概要、定款(又は規約)、業務方法書など応募法人の活動が分かる資料
- ④ 法人の所在する都道府県からの推薦書(法人を都道府県拠点病院とし

て指定したことが確認できる書類でも可)

- ⑤ 法人の所在する都道府県の医療計画のうち、アレルギー疾患対策に係る部分の抜粋。

※④、⑤については、法人が都道府県担当部局より取り寄せ、まとめて提出すること。

(2) 提出期限等

① 提出期限

平成30年5月22日(火)17時(必着)

② 応募書の提出先

提出先：〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

中央合同庁舎5号館7階

厚生労働省健康局がん・疾病対策課アレルギー疾病係

担 当：磯、飯塚

TEL：03-5253-1111（内線2359）

③ 提出方法

原則として「郵送又は宅配便」とするが、直接持参も可とする。ただし、直接持参する場合は、事前に提出先に連絡すること。

「FAX」又は「電子メール」による提出は不可とする。

④ 提出に当たっての注意事項

(ア) 受付時間は月曜日から金曜日の10時から17時まで（12時から13時までを除く。）とする。

(イ) 理由の如何にかかわらず、提出した応募書等を変更又は取り消すことはできない。

(ウ) 提出された応募書等は、当該審査以外に提出者に許可なく使用しない。

(エ) 応募書等の作成及び提出に係る費用は提出者の負担とする。

(オ) 電話による質問、ヒアリング及び追加資料の提出を求める場合がある。

(カ) 一法人当たり1件の申請を限度とし、それを超える申込みを行った場合はすべての申請を無効とする。

(キ) 虚偽の記載をした申請は無効とする。

(ク) 応募資格を満たさない法人の申請は無効とする。

(ケ) 前記(カ)から(ク)までに掲げるほか、本公募要領に違反した申請は無効とする。

## 8 応募審査スケジュール（予定）

応募期間：平成30年5月1日(火)～5月22日(火)(必着)

審査：平成30年6月

結果連絡：平成30年6月

※ 上記スケジュールは目安であり諸般の事情により変更されることがある。

## 9. 事業の実施について

法人採択後、必要な手続きを経た後、速やかに事業を実施すること。

平成 30 年度アレルギー疾患対策都道府県拠点病院モデル事業実施法人応募書

申請者（法人名）：

所属部署：

担当者氏名：

TEL/e-mail：

**1. 事務処理体制**

法人の組織、体制、人員、事務処理体制(国庫補助金の事務処理を含む。)及び管理体制等について記載して下さい。

**2. アレルギー疾患に関する知見について**

ホームページの更新頻度、利用者にとって分かりやすく利用しやすいホームページとするための工夫、最新の知見に基づいた正しい一般・専門情報を提供する体制について記載して下さい。

**3. 行政との連携について**

各地域の都道府県、市町村のアレルギー疾患対策担当部署との連携方法について具体的に記載して下さい。(必要に応じてイメージ図を添付して下さい。)

**4. 事業内容について**

(1) アレルギー疾患患者や家族等に対する電話などによる相談対応

相談者のニーズに沿った対応（専門医(施設)の紹介）や個人情報の取扱い等、電話相談等の実施体制について記載して下さい。

(2) 地域の医師等に対するアレルギー疾患研修会の実施

規模や回数、対象者、年間の実施スケジュール等と合わせ、研修実施体制について記載して下さい。

(3) アレルギー疾患に関する情報提供

提供対象を明記するなど、具体的な情報提供の方法について記載して下さい。

(4) アレルギー疾患に係る診断等支援

各地域の一般病院や診療所との連携の状況や、過去の対応実績について記載して下さい。

※ 各項目の記載枠については、必要に応じ調整して差し支えない。



経 費 内 訳 書 (見 積 書)

区 分	支 出 予 定 額			備 考
	員 数	単 価	金 額 (円)	
○○○費 ○○○費 ○○○費 . . ○○○費 ○○○費 ○○○費 . . ○○○費 ○○○費 ○○○費 . .				
合 計				

(別添)

## 平成30年度アレルギー疾患対策都道府県拠点病院モデル事業実施要綱

### 1. 目的

アレルギー疾患対策基本指針が平成29年3月に告示され、各都道府県はこれからアレルギー疾患に係る医療提供体制を検討していくことになるが、各都道府県におけるアレルギー疾患医療提供体制の状況が異なることに鑑み、都道府県アレルギー疾患対策医療拠点病院（以下「拠点病院」という。）が担う役割等を踏まえたモデル事業を実施することで事業運営の事例を示し、ひいては各拠点病院が行うアレルギー疾患医療提供体制の構築に資することを目的とする。

### 2. 実施事業

アレルギー疾患対策都道府県拠点病院モデル事業

### 3. 実施主体

公募により選定する法人

### 4. 事業内容

#### (1) アレルギー疾患患者や家族等に対する電話などによる相談対応

電話や電子メール等を用い、各地域に居住するアレルギー疾患患者や家族の悩みや不安に的確に対応することにより、その生活の一層の支援を図ることを目的とする。

#### (2) 地域の医師等に対するアレルギー疾患研修会の実施

都道府県連絡会議での検討を基に、都道府県でアレルギー疾患医療に携わる医療従事者の知識や技能の向上に資する研修のみならず、保健師、栄養士や学校、児童福祉施設等の教職員等に対する講習の実施を行い、アレルギー疾患医療の質の向上を目的とする。

#### (3) アレルギー疾患に関する情報提供

アレルギー疾患の重症化の予防のため、患者やその家族、地域住民に対する適切な情報の提供や、都道府県連絡協議会が企画する、患者やその家族に対する定期的な講習会等の啓発活動に主体的に取り組み、適切な情報提供を目的とする。

#### (4) アレルギー疾患に係る診断等支援

各地域の一般病院や診療所医師等からのアレルギー疾患等に関する照会について専門的見地から対応し、地域の住民が医学的根拠に基づいた適切な医療を受けられることを目的とする。

## 5. 国の補助

国は、公募要領により選定された法人が本要綱に基づいて実施する事業に要する経費について、厚生労働大臣が別に定める交付要綱に基づき、予算の範囲内で補助を行う。

## 6. その他

その他、本事業の実施に当たり、本要綱に定めのない事項については、厚生労働省健康局がん・疾病対策課と協議の上、決定する。